

「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（帳票WT）」

第2回議事概要

日時：令和2年10月28日（水）9：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

坂田 玲子	浜松市財務部 税務総務課 主任
廣田 美穂	神戸市行財政局 税務部 収納管理課 収納指導担当 係長
白石 佳代	前橋市財務部 収納課 主任
笹本 裕人	三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任
藤田 さおり	三条市総務部 収納課 管理係 係長
近藤 圭三	飯田市総務部 納税課 収納係 主査
吉野 元久	富士市総務部 情報政策課 主幹（10時まで市川和央主幹代理出席）
渡辺 亮吉	豊橋市財務部 納税課 主査
小松 幸司	南国市税務課 主査
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
木内 一喜	地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

間宮 将大	総務省自治税務局 企画課 電子化推進室 課長補佐
金谷 浩光	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長
沼田 涼太	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官
村上 周優	総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

【議事次第】

1. 事務局からの挨拶／第1回WTの反映状況等
2. 事務局からの提案・質問に対する構成員の事前意見を基に、たたき台（標準仕様書になる案）に記載のある帳票の要否、出力方式、専用紙の要否、EUC代替の可否について議論
 - ①要否区分（AB列）で「確認」について事務局から説明、議論
 - ②要否区分（AB列）で「統合」について事務局から説明、議論
 - ③要否区分（AB列）で「必須」「不要」「オプション」について、本WTでは検討せず
 - ④要否区分（AB列）で「保留」について、本WTでは検討せず
3. 今後のWTの進め方について

【意見交換（概要）】

■3. 未納明細について

- No. 2「充当通知書明細」の帳票概要記載の、「定義される、充当先の期別、金額の内訳と、充当後の滞納額」があれば問題ないとする。
- 当市も同様の意見である。
- 当市では、未納明細の必要性も高い。未納明細のうち、充当先がどこかを判別可能とするため、出力の必要があると考える。
→個別出力で十分と判断し、不要と定義する。

■4. 配当計算書※滞納者用について

- 執行機関で保管される、正規の帳票が調書であり、他機関への発送用として謄本を用いるため、調書と謄本の両方が必要と考える。当市では、謄本がシステムで出力され、決議書（決裁用）を調書として扱っている。
→決裁用を調書として扱うか、または控（比較表上はオプション定義を想定）、を帳票として扱うことで対応可能であるため、本帳票は謄本として定義する。

■13. 差押書(不動産)※交付要求 29 条執行機関用（返送用）について

- 本帳票は法令上必須なので必須としたが、他帳票は法令で規定があるわけではないため、統一は不適切と考えられる。法令で必須のものはシステムでの整備は必要だと考えるが、例えば債権差押通知書の返送用などはコピーを返送してもらうことでも対応可能と考えられる。帳票を整備するとそれはコストに跳ね上がってくるものなので、必須とするかどうかはその点も踏まえて検討いただきたい。
→法令に限らず、必須不要の数や意見を基に考える想定であり、返送用は必要性が高いと考えられるため一旦統一する。今後オプション等の意見も取り入れていく
→名称については、第 2 回帳票 WT 後に検討する。

■24. 差押調書（電話加入権）※滞納者用について

- 電話加入権の項目入力できれば、帳票としては必要としなくても問題はない。
- 執行は確かでないが、現行実装されているため、必要としたい。
→一旦必須として取り扱うが、全国意見照会の意見次第でオプション、不要への変更はありうる。

■28. 差押調書（電話加入権）※執行機関用について

- 執行機関において、裁判所を指すか、他自治体を指すかが不明である。裁判所なら送付は考えられるが、他自治体であれば考えにくい。
- 当市も、裁判所を想定している。
→電話加入権の差押自体の件数も少なく、裁判所への調書発送の件数もさらに少ないと思われるため、本帳票は不要として定義する。

■31. 差押調書（無体財産）※権利者用について

- 必須として提案したが、件数は極めて少ないと考えている。
- 同様の意見である。
→オプションとして定義する。

■38. 差押調書（動産）※立会人用2について

- 振替社債は有価証券とは異なる差押財産であり、帳票名称を「差押調書（動産）」→「差押調書（動産及び有価証券）」に修正しても対応できないと考える。新規に帳票を追加していただきたい。
- 当市においても、使用の機会はあるものの、システム対応はできていない。
→振替社債の差押えについて、新規に機能、帳票を追加する。

■64. 参加差押通知書（動産）※立会人用について

- 動産の参加差押については、先行差押機関が占有するため、検索して立会人に手交するケースが考えにくい。
→本帳票は不要として定義する。

■98. 差押解除通知書（動産）※立会人用1について

- 必須としたものの当市での使用はないため、オプションでもよいと考えている。
- 立会人は検索が前提であり、差押解除には不要と考える。
→立会人宛ての差押解除帳票については、不要として検討する。

■174. （交付破産）財団債権（税額未確定分）にかかる租税債権について

- 利用場面については記載のとおりだが、当市では使用の実績はない。
- 当市では出力があるが、破産管財人の弁護士等から出力の要求がある時に限られる。システム外での出力で問題ない。
→通知にも法的根拠もないと思われ、システム外でも十分との意見があることから、不要とする。

■287. 徴収猶予対象者の財産目録について

- 実装されているが、印刷して書いてもらうのは本人であるため、システム外であっても支障はない。
- 当市でも同様に、システム外でも問題ない。
→不要として定義する。

■373. 領収書について

- 給与の差押え等の取立てをする場合、第三債務者から、①市の口座へ振込んでもらうパターン（振込履歴が残る）、②払込取扱票での送金してもらうパターンとに分かれる。このうち②については、領収書が第三債務者の手元に残らないため、送金の履歴を証する書面が必要となる。基本的に滞納整理に当たる職員が扱う以上、滞納側で定義してほしい。（三鷹市笹本）
- 会計システム側で歳計外の納付書で対応はできないか。
- 会計システムの問題となるため、現状対応できていない。
- 当市も同様、会計側との取り扱いで、歳計外の領収書部分を発行できない。
→本帳票はオプションとして定義する。

■391. 退職金の調査について（照会、回答）について

- No. 388「給与等の調査について（照会、回答）」へ統合がよいと考える。当市では包含して照会しており、給料と退職金の量照会を1度で充足できるため、効率的と考える。
- 当市も、統合が効率的と考える。
→統合については、事務局にて検討する。

■405. 外国人登録について※自自治体宛て（照会、回答）について

- 外国人登録については、住基法改正に伴い使用されていないため、不要とするのは自明と考えられる。
→本帳票については、不要として定義する。

■458. 登記事項要約書交付申請書（不動産用）（個別調査）について

- No. 457「登記事項証明書交付申請書（不動産用）（個別調査）」で充足できれば具備の必要はない。
→本帳票は不要として定義する。

■490. （差押解除）登記嘱託書（所有権登記名義人表示変更）について

- 当市でも使用のケースはないため、不要でも問題ない。
→本帳票は不要して定義する。

■528. 鑑定評価依頼書について

- No. 529「鑑定評価完了届」と併せて、不要でも問題はない。
→本帳票は不要として定義する。

■562. 【別紙】滞納明細書（完納分含む）について

- 完納期別を滞納者に見える機会は多くなく、出力する場合も直接手交せず見せる程度である。
- 当市では、ほとんどケースがない。
- 当市でも、ケースは少ないが、滞納明細に未納分だけでなく、完納分、執行停止を選んで出力することができる。
→機能側 2.1.23.「滞納明細作成」に、完納分も出力を選択できるよう記載することで対応する。本帳票は不要とする。

■571. 送達一覧について

- 当市では送達一覧を使用せず、決議書に手書きで送達欄を作成している。
- 簡易書留、特定記録について、郵便局の送付状況を基に管理している。
- 当市でも郵便局の送付状況を基に管理を行うが、決裁をする時、誰に送るのかを示す際にも用いている。また、郵送による送達をするが、手渡しの場合もあり、不要とすると問題がある。
→本帳票はオプションとして定義する。

■573. 送達記録書について

- 当市ではシステムで対応している。住所、氏名のほか、システムで管理している情報をコピー&ペース

トして出力しているため、職員の業務効率化につながっている。システム外でも不可ではないが、職員の負担が増加するため、具備していただきたい。

- 送達先の一覧を出力して、手書きするというのか。No. 571「送達一覧」でも問題ないと考えられる。
- 外部出力（手交）するケースがあるため、対応かのであるなら No. 571「送達一覧」に統合する整理でもよい。ただ、統合の場合、一覧になることから、個人情報が見られてしまう可能性はないか。
→本帳票を No. 571「送達一覧」に整理するかも含め、事務局で別途整理する。

■859. 該当者一覧表について

- 当市では、画面確認さえできれば問題ない。
- 当市でも、EUC 代替で問題ない。
→本帳票は不要とし、EUC 代替可とする。

■872. 分納誓約明細一覧表について

- 帳票出力でなく、EUC で代替可である。
- 当市でも EUC 代替可でよい。
→帳票不要かつ、EUC 代替可とする。

■876. 分納要解除一覧表について

- 分納の解除は、不履行時に解除のみ行い、計画の取消は行わない。取消は、誤入力などで、計画自体取り消すのに用いられる。
→取消と解除で用途が異なると理解した。機能側で、取消、解除の整理を行う。
→本帳票は事務局提案のとおりとする。

■904. 個人照会について

- 当市では画面確認のみの対応でも問題はない。
→帳票を不要とし、EUC を代替可とする。

■905. 担当者変更不可一覧表について

- 現在も EUC 対応であるため、EUC で問題ない。
→帳票を不要とし、EUC を代替可とする。

■908. 差押調書(市保管用)(不動産)について

- 当市では控えを用いていないが、使用する自治体も想定されるため、不要として削除するのは難しいと考える。
→オプションとして定義する。

以上